

(仮称) 日野市商業振興条例素案へのパブリックコメントに対する
日野市の考え方及び条例素案への反映について

1 実施期間

平成30年10月15日(月)～平成30年11月13日(火)

2 意見集約方法

- ・市広報での周知(10月15日号)
- ・市ホームページへの素案、逐条解説の掲載
- ・日野市役所産業振興課、七生支所、豊田駅前連絡所、各図書館での素案、逐条解説の閲覧

3 意見受付方法

- ・郵送、FAX、電子メール

4 受付件数

- ・個人:2名 5件 団体:5団体(団体会員97名) 6件 計11件(7項目)

※頂いたご意見とそれに対する日野市の考え方は下記の通りです

◆条例(素案)の内容に関するご意見

No.	コメントに 該当する場所	コメントの概要	日野市の考え方	条例(素案)への反映
1	素案 P.2 前文	前文の1文目、「市民生活の基盤を支える地域商業は、地域コミュニティの中心的役割を担い、豊かな市民生活に寄与し、かつ、地域の活性化に向けて積極的な活動を <u>行ってきた。</u> 」を「 <u>行っている。</u> 」への変更を希望	前文の1文目では、序論として、地域商業が担っていた役割、活動について振り返り、その後、昨今にみられる高齢化や購買行動の変化など、商業環境が変化していることに繋げています。 また、このような状況を踏まえ、これからさらに商業の持続的発展や商業振興における課題解決に向けた施策の展開などに対し、諸力融合で取り組んでいくことを示しています。 よって、文章の構造、流れを勘案し、「 <u>行ってきた</u> 」という表現が適切であると考えます。	○条例への反映は無しとさせていただきます。
2	素案 P2 定義	商業関連事業者の定義の中に、「商業施設を使う業種」の追加を希望する。 例えば、介護施設、保育施設など、商店会内で出店する事業者を指す。 【提案いただいた案文】 ・商業関連事業者の定義 市内において商業、サービス業、 <u>商業施設を使う業種</u> 、その他これに類する事業を営み、または営もうとする個人又は法人をいい、大型店舗、直営方式によりチェーン展開している事業者等を含む。	商業関連事業者は、建設・工業・農家以外の業種が広く含まれるとし、商業施設を使う業種についても、その他これに類する事業に含まれると考えます。 この理由としては、商店会には土業、学習塾なども加入している場合も多くあり、介護施設、保育施設も含め、それに類するその他の事業の中に含めて広く定義させていただいております。	○条例への反映は無しとさせていただきます。
3	素案 P3 基本理念	平成28年度に障害者差別解消法が施行され、行政機関また民間事業者においても障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的な配慮が求められている。 平成30年10月に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別の解消の推進に関する条例」では、民間事業者への合理的配慮が義務化される中、今後市内の事業所において高齢者とともに障害者へ配慮すべき環境が大きく変わっていく。 そこで現在策定中の「(仮称)日野市商業振興条例素案」においても、上記の東京都の条例化による日野市の条例策定の動きに鑑み、「社会課題の変化」を表記している第3条の基本理念の中にその具体性をもたせるとともに、法令条例の趣旨を市内商業事業所にあらかじめ情報発信することで、その趣旨が伝わると考える。 【提案いただいた案文】 ・第3条2項 関係者は、商業の振興を実現するため、相互交流を通じた連携体制を強化し、多様な地域課題や社会課題の変化に柔軟に対応しながら、 <u>地域活性化や市民生活の向上に資する商業環境の構築とその実践に努めるとともに、高齢者や障害者などの市民に配慮した対応をするよう努めなければならない。</u>	東京都では、今年の10月に『障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例』が制定され、事業者に対して障害者への合理的配慮が義務付けられていること、また日野市としても来年度、同内容を定義した条例策定を計画し、事業者に対して障害者への合理的配慮の義務化を予定していることを鑑み、提案いただいた案文を採用させていただきます。	○ご意見を踏まえ、協議会で検討した結果、第3条2項を修正します。(P3) 第3条2項 関係者は、商業の振興を実現するため、相互交流を通じた連携体制を強化し、多様な地域課題や社会課題の変化に柔軟に対応しながら、 <u>地域活性化や市民生活の向上に資する商業環境の構築とその実践に努めるとともに、高齢者や障害者などの市民に配慮した対応をするよう努めなければならない。</u>

4	素案 P3、4 市の責務	4条2項（6） 現在まさに課題の中にあるので具体的に表記してほしい。	4条2項（6）では、『商業振興に資する地域課題や社会課題の変化に応じた支援』と規定しており、逐条解説では、『例えば、日野における丘陵地の買い物弱者対策、大型店との共存、共栄、交通空白地域問題などのような、時代と共に変化するこれらの課題や、社会課題に対する柔軟な支援体制の構築』と記載しています。 逐条解説で挙げている事例もあくまでも地域課題や社会課題の一例であり、これから出てくるであろう新たな地域課題や社会課題に対しても、市として柔軟な支援をしていく姿勢を取っていくことを示しています。 そのため、ここで個別具体的な課題を表記することは難しいと考えます。	○条例への反映は無しとさせていただきます。
5	素案 P4 商業関連事業者の責務	商店会は日々クリーンキャンペーン・駅前の自転車のマナーアップキャンペーン、高齢者の見守り、暴力団排除活動、子どもの虐待防止活動など、市主催の様々な活動に積極的に協力している。また、街路灯の費用の一部を負担し夜間の安全確保にも協力し、市の共催するまつりの開催時には協賛金を支出している。 国分寺市では商店会加入促進を含めた商店街の活性化に関する条例を作り、未加入店に対する加入促進のために市長名、商工会名、商店会連合会会長名の「加入依頼書」を作成し商店会の加入促進に市が全面的に協力している。 従って、市内で事業を営む事業者に対し、それぞれの商店会に加入を促進する為の案文が絶対に必要である。 よって、5条に下記の文言を追加する。 <u>①事業者は商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会に加入し、魅力ある商店会づくりに協力するよう努めなければならない。</u> <u>②事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するとき、応分の負担等により当該事業に協力するよう努めなければならない。</u>	【①の提案についての考え方】 国分寺市の条例も商店会加入は努力義務であり、日野市の条例素案においても、第5条4項で商業関連事業者の商店会への加入努力義務は規定しています。 ○日野市条文 商業関連事業者は、地域商業の活性化を図るため、その中心的な役割を担う商店会への加入に努めるものとする。 ○国分寺市条文 事業者は、その中心的な役割を担う商店会に加入し、魅力ある商店会づくりに協力するよう努めなければならない。 【②の提案についての考え方】 提案いただいた案文については、当初、第5条に盛り込まれていましたが、第2回協議会時に議論をし、条文に盛り込むことにより、商業関連事業者の責務と商店会の責務のバランスを考えた際、商業関連事業者の負担が大きくなってしまうという理由から、削除とさせていただいた項目になります。 よって、協議会決定事項を決定とさせていただきます。	①の提案について ○ご意見を踏まえ、協議会で検討した結果、下記のように第5条4項を変更します。 第5条4項 商業関連事業者は、地域商業の活性化を図るため、その中心的な役割を担う商店会への加入し、 魅力と魅力の創出に 努めるものとする。 ②の提案について ○条例への反映はなしとさせていただきます。
6	素案 P4 商業関連事業者の責務	第5条4項を以下のように変更を希望する。 【提案いただいた案文】 <u>出店地域で商店会活動がある</u> 商業関連事業者は、地域活性化を図るため、その中心的な役割を担う商店会へ加入することに努める。 <u>出店地域に商店会活動が無い場合、自ら商店会活動を行うか、日野市商店会連合会に加盟する。</u>	商業関連事業者が加入すべき商店会は、その地域の商店会である為、あえて定義する必要はないと考えます。 また、活動を休眠している商店会もある中で、商店会連合会のような商業関係団体による積極的な働きかけやサポートによって、休眠中の商店会活動が再開されることを期待しているものであり、条例で新たな商店会活動の立ち上げや商店会連合会への加入を義務づけるものではないと考えます。	○条例への反映は無しとさせていただきます。
7	素案 P4、5 商店会の責務	6条に条文の追加を希望 「会長は、会計上の支出の透明性に責任を持つこと」	商店会を運営する上で、会長の立場の方が、会計上の支出の透明性に責任を持つことは当然のことであり、あえて条文に定義する必要はないと考えます。	○条例への反映は無しとさせていただきます。